

<記載要領> (徴収猶予申請書)

- (1) この申請書には、次のア～ウに掲げる書類を添付してください。

ただし、地方税法第15条第1項第1号、第2号及び第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実に限る。）の規定による徴収猶予を申請する場合において、申請者が提出することが困難であると高知県知事が認めるときは、添付を省略できます。

ア 猶予該当事実を証する書類（地方税法第15条第1項各号の徴収猶予を申請する場合に限る。）

イ 猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金を除く。以下同じ。）が300万円を超える場合は「財産目録」及び「収支の明細書」。300万円以下の場合は「財産収支状況書」。

ウ 担保を提供する必要がある場合には、担保の提供に関する書類
- (2) 申請者が法人である場合は、「申請者」欄に代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。
- (3) 「申請年月日」欄は、申請書を提出する日を記載してください。
- (4) 「納付（納入）すべき県税」欄は、申請するときにおいて未納となっている徴収金の年度、期別、課税番号、納期限及び金額を記載してください。
- (5) 「上記のうち、徴収猶予を受けようとする金額」欄は、「納付（納入）すべき県税」欄に記載した徴収金の合計額から、次のア又はイに掲げる金額を差し引いた金額を記載してください。

ア 猶予を受けようとする金額が300万円超の場合…「財産目録」の「3 現在納付（納入）可能資金額」欄の「③現在納付（納入）可能資金額（①－②）」欄の金額。

イ 猶予を受けようとする金額が300万円以下の場合…「財産収支状況書」の「2 現在納付（納入）可能資金額」欄の「現在納付（納入）可能資金額」欄の金額。
- (6) 「徴収猶予を受けようとする期間」欄は、猶予期間の始期及び終期を記載してください。
- (7) 「猶予該当事実の詳細」欄は、地方税法第15条第1項の規定により申請する場合において、同項各号のいずれかに該当する事実の詳細を記載してください。

ただし、地方税法第15条第2項により申請する場合は、この欄の記載は不要です。
- (8) 「一時に納付（納入）することができない事情の詳細」欄は、猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付（納入）することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載してください。
- (9) 「納付（納入）の方法」欄は、次のア又はイに掲げる事項を転記してください。

ア 猶予を受けようとする金額が300万円超の場合…「収支の明細書」の「7 分割納付（納入）年月日及び分割納付（納入）金額」欄の「納付（納入）年月日」及び「⑤分割納付（納入）金額」。

イ 猶予を受けようとする金額が300万円以下の場合…「財産収支状況書」の「4 分割納付（納入）計画」欄の「分割納付（納入）金額」。
- (10) 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄は、次のア又はイの事項を記載してください。

ア 担保を提供する必要がある場合…担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等。

イ 担保を提供する必要がない場合…担保を提供することができない特別の事情。